

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	住民税非課税世帯等に対する給付金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名寄市は、住民税非課税世帯等に対する給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民税非課税世帯等に対する給付金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道名寄市長

公表日

令和8年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	非課税世帯に対する給付金事務
②事務の概要	・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)を支給する。【令和5年12月28日終了】 ・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり1.8万円(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)を支給する。【令和5年12月28日終了】 ・デフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円(物価高騰に伴う住民税非課税世帯給付金)を追加で支給する。【令和6年3月15日終了】 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円(住民税均等割のみ課税世帯給付金)を支給する。また、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円(住民税非課税子育て世帯等給付金)を支給する。【令和6年3月31日終了】 ・デフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰による負担増を踏まえ、所得税及び個人住民税において定額減税を実施するが、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の者に令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額それぞれに控除不足額(減税しきれない額)を算出し、それらを合計した額の1万円未満を切り上げた額(調整給付)を支給する。【令和6年10月31日終了】 ・令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税される世帯へ1世帯当たり10万円(住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金)を支給する。また、それらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円(住民税非課税子育て世帯等給付金)を支給する。【令和6年10月31日終了】 ・デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円(住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金(追加支援分))を支給する。また、それらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円(住民税非課税子育て世帯給付金(追加支援分))を支給する。【令和7年6月30日終了】 ・令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方に対する当初調整給付金について、令和6年分所得税額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合等に、不足分の給付を行う。【令和7年10月31日終了】
③システムの名称	1 住民記録システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 統合宛名システム 4 中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム 5 個人住民税システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素の内、市町村CSにおいて管理されているため、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル
- (4)個人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。) ・第10条(特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項及び別表の135の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報提供の根拠) ・なし (別表における情報照会の根拠) ・135の項 公金受取口座登録法 (別表における情報提供の根拠) ・なし (別表における情報照会の根拠) ・第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒096－8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 名寄市総務部総務課(電話01654－3－2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒096－8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 名寄市健康福祉部社会福祉課(電話01654－3－2111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が [1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月30日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムによる照会は、システムの操作権限を持つ限定された職員のみで行う。ほかの職員等には操作権限を与えていないため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損しないようリスク対策が十分であると考えられる。	